

しほうしょし
司法書士



相続登記が 義務化 されます。



相続登記は司法書士へ

令和4年、司法書士制度は150周年を迎えます



1 相続登記とは？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなった際に、不動産の名義を相続人へ変更する手続きです。

相続をしても、相続登記をしていなければ売却することはできません。また、相続登記を長期間放置すれば、相続関係が複雑になり、登記をすること自体が難しくなってしまうリスクも生じます。



いつから

2 義務化されるの？



令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。そのときに既に発生している相続も義務化の対象となります。

相続登記の疑問・司法書士ができること



3 期限や罰則があるってホント？

原則として、不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内に相続登記を申請しなければいけません。

正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、10万円以下の過料の適用対象となります。



4 将来の相続に備えて、事前にできることはありますか？

残された家族間での遺産分割をめぐる紛争を防ぐために、遺言書を作成することをおすすめしております。遺言書があれば、遺産を特定の相続人や、相続人ではない第三者に譲ったり、公益法人などに寄付することもできます。また、エンディングノートの作成もおすすめですが、法的効果はありませんが、家族やまわりの人に気持ちを伝えることができます。



相続について、司法書士にどのようなことをお願いできるの？



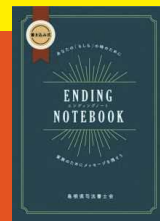
相続発生前は遺言に関する手続きや生前贈与等、相続発生後は相続登記だけでなく、相続登記に関する戸籍の収集、法定相続情報一覧図の作成、不動産調査や遺産分割協議書の作成、銀行の預貯金等の解約手続きなどの遺産の承継に関する手続き、相続放棄に関する手続きなど多岐にわたります。まずはお気軽にご相談ください。

気軽な相談窓口としての司法書士



「困ったな」「誰に相談したらいい？」ということがあれば、まずは身近な司法書士に相談を。県内各地に事務所があり、日常生活の困りごとを気軽に相談することができます。

ただいま島根県司法書士会が作成したオリジナルエンディングノートが無料でダウンロードできます。詳しくはHPへ。



島根県司法書士会
TEL 0852-24-1402

〒690-0887 島根県松江市殿町383番地 山陰中央ビル 5F
【Facebook】www.facebook.com/shimaneshihosyoshi 【HP】www.ssla.jp
島根県内の司法書士の名簿はホームページに掲載されています 島根県司法書士会 🔍検索

